

タイの人口センサスにおける民族概念と民族範疇の変遷

—タイ民族の人口比拡大と、近年の世帯内言語調査による多様な民族の名づけ¹⁾—

The Concepts and Categories of Ethnic Group in the Population Censuses of Thailand

—The increasing ratio of “Thai” in total population, and the varieties of spoken language-based ethnic categories of the latest census—

和田 理寛

WADA Michihiro

Thailand took a census of 12 out of a total of 18 provinces (*monthon*) in 1904 and in following years, took a total of ten more censuses throughout the entire kingdom during the 20th century. However, during the first half of the 20th century, the population census and the resident registration were not differentiated. Ethnic concepts in these population censuses and the reported results have been changed over the years in order from *chat* (race), to *sanchat* (nationality) and to *chuachat* (race). As a result of the inclusion of Non-Thai ethnic groups, the percentages of ethnic Thai people in the total population increased gradually. This result shows that a large majority of the total population in Thailand is occupied by ethnic Thai people, illustrating a nation-state ideology. In the latter half of the 20th century, Thai censuses have asked people which language is most dominant within their households instead of asking their ethnicity. However, these results were not published until the 2000 census report was completed. In addition, various ethnic groups were categorized in the report, which was a significant difference from previous censuses.

1. はじめに

本稿では、タイの人口センサス（国勢調査）²⁾によって民族がどのように調査され分類されてきたかを明らかにし、その理由や背景について考察する。タイでは20世紀を通してほぼ10年の間隔で定期的に人口センサスが実施されており、公的な民族調査と民族分類の1制度としてその変遷を追うことができる。さらにいえば、「われわれタイ人」と「他者」が公的にどのように峻別され、タイ人がいかなる存在として描かれてきたかについても考察することが可能である。

人口センサスによる民族分類については既に多くの先行研究がある。青柳編『国勢調査の文化人類学』ではこのトピックに関して22カ国の事例が収録されている。その序章にて青柳は、本来、流動的、状況的であったと思われるレイスやエスニック集団という分類が、制度的な区分として固定化し個人の生活を規定していくという面において、定期的に繰り返される人口センサスの分類は重要であると述べている。また、こうした分類は政治的状况によって変更され、かなり恣意的であるとも指摘している[青柳 2004:1-2]。しかし、残念ながら同著にはタイの事例は収録されていない。アンダーソン [1997:275-284] がナショナリズム

論の中で引用・展開したことで知られるハーシュマンの議論では、英領時代を含むマレーシアの人口センサス（1871～1980年）の民族調査で用いられた民族概念と民族分類を整理・分析し、植民地期には西洋的な人種概念の使用とそれに基づく分類によって白人の優位が示され、イギリス帝国支配の正当性に適合したものであったと論じられている [Hirschman 1987]。また民族論の分野では、民族とは他者からの名づけと自己による名乗りの過程によって成り立つという主張がなされているが [内堀 1989、名和 1992、2002]、人口センサスにおける民族分類は国家による公的な名づけとして重要である。しかしながら、タイの人口センサスと民族についてはこれまで十分に議論されてこなかった。

そこで本稿では、主に以下3つの問題関心に基づき論を進めたい。まず、タイの人口センサスにおける民族調査および民族分類は、タイの公的な民族把握制度の1つとしてどのような特徴があるのか。本稿では特に、調査で用いられた民族概念や、結果報告によって分類される民族範疇の通時的变化に注目し、タイ国家による民族的関心の変遷を明らかにしようと思う。

次に、センサスの民族分類が人々の生活や意識とどのように関わるかという問題について。この問いに対しては複数のアプローチが考えられるが、本稿では20世紀前半のセンサスが人民登録³⁾と未分化の制度であったことを説明し、当時のセンサス結果に表れる民族範疇は統計的に処理されただけでなく、個人々の民族的属性として登録され国家によって管理される対象であったことを示す。

3 点目に、民族調査の結果における「タイ人」とは何か、それは国民としてのタイ人とどのように異なり、またどのように重なり合うのかという

問題について。本稿ではセンサスの研究という狭い視野から眺めるに過ぎないが、この問いの向こうにある「タイ人とは何か」という大きなテーマに少しでも貢献することが出来れば幸いである。

本稿の構成は、まず次の第2節で、タイの人民登録とセンサスの歴史から、両者が20世紀前半まで未分化の制度であったことを示す。続く第3、4、5節は本稿の中核を成し、タイの人口センサスにおける民族概念及び民族範疇の変遷を追う。また、本稿ではその変遷を明らかにすることが主題であるため、およそ1世紀に及ぶ計11回のセンサスを対象とし、個々のセンサスの詳細については踏み込まない。

2. タイにおける人民登録とセンサスの変遷

現在、人口センサスを表わすタイ語は「サンマノーブラチャーゴーン」である。ところが、センサス関連法や『結果報告書』を見ればわかるように、この用語は人民登録とセンサスが明確に異なる制度として分化した1960年センサス以降用いられている。それ以前のセンサスは「サンマノークルア」と呼ばれ人民登録を表わす場合も同じ用語が用いられていた。

(1) 人民登録の変遷 — 初期を中心に —

タイのセンサスは、第1回（1909年）から5回（1947年）まで、「登録、各行政区画の人口把握、選挙に役立てることを目的とした、今日、人民登録として知られるものであった」という [Manual 2000:1]。タイにおけるセンサスと人民登録の関係については、これまで十分に研究されてこなかったため⁴⁾、ここではまずセンサスと未

分化の制度であった初期の人民登録の変遷について確認しておく必要がある。以下、発布された法とその経緯については統治局『登録業務の規則』収録の「人民登録の歴史」[KKP:1-14]を、法の内容の詳細については直接関連各法を参考にする。

mu ban ta m b o n a m p h o e
村、行政区、郡を設けた 1897 年「地方統治法」(5/30⁵)には、phu yai ban
村長が「サンマノークルア名簿」(banchi sammano khrua)を管理し現状に合わせて訂正するよう規定されている(第 12 条 6 項)。この「サンマノークルア」という用語は以下で見ていくように、当時の人民登録を指し、人民登録の情報を統計的に処理した場合はセンサスを意味する。最初の名簿作成は失敗に終わったが、1904 年には「サンマノークルアの実施」が全国 18 州中 12 の州において行われた⁶⁾。

1909 年になると「王国住民名簿作成法」(7/20)が公布され、内務大臣と首都大臣に対して、①サンマノークルア名簿、②出生者死亡者名簿、③出入国者名簿の作成が命じられた。同年、首都大臣は上記①に基づく「バンコク州におけるサンマノークルア実施の大臣令」(7/25)と、②に基づく「出生者死亡者登録の大臣令」(8/16)を公布している。このうち前者大臣令の第 4 項では「サンマノークルア名簿記入調査」(kan samruat cot thabian sammano khrua)を命じている。この 1909 年サンマノークルアの実施は、本節第 2 項にて後述するように現在では第 1 回センサスとされているが、その一方で単なる統計調査ではなかった。

まず、上記①に基づく大臣令 9 条において 1 家屋につき 1 つの名簿を作成するよう記述があることを確認した上で、1909 年「サンマノークルア調査の実施要綱」を見ると、名簿における世帯を記入する欄について、1 家屋に複数の世帯が住む場

合には 1、2 と世帯ごとに番号を振り、世帯と世帯の間には「後年、訂正するために 6 行分空ける」ことが明記されている(第 7 項)。つまり、単発の人口調査とは異なり、後日世帯の人員数に変更があった際、同名簿に訂正を入れることを想定していると思われる。

また、同大臣令に基づき同年には、サンマノークルア名簿を管理し最も現状に合ったものにするを目的として、「バンコク州における行政区間移転者登録の大臣令」(8/16)が公布された。それによれば、行政区を移転する者の義務として、転入先の行政区登録官に届け出なければならないとある(第 1 項)。つまり、サンマノークルア名簿は転入者の届出に応じて内容を変更する人民登録としての役割を担っていたと考えられる。

人民登録の変遷はその後、当時の国内行政がバンコク(首都省)とそれ以外の地方(内務省)とに二分されていたことから、それに沿った発展を辿ることになる[永井 1999:122]。

まずバンコク州では、誤差の訂正などを理由に 1917 年「サンマノークルアの確認調査及び出生者死亡者行政区移転者登録法」(6/20)が制定され、同じ年、同法施行に関する首都大臣令(7/8)が公布された。この大臣令には、krommakan amphoe
郡政委員会が出生や死亡の通知に応じて管理しているサンマノークルア名簿を訂正するよう書かれている(第 22 項)。

一方、地方については 1914 年に新たな「地方統治法」(7/17)が公布された。同法には、phu yai ban
村長が自村におけるサンマノークルア名簿の作成と常時訂正に責任をもち(第 27 条 4 項)、kam nan
行政区長が行政区における同名簿を管理すると共に村長のもつ名簿と内容が合うように修正を加え(第 41 条)、また郡政委員会も同名簿の作成に責任をもつ旨が

明記された（第 91 条）。1916 年には 1909 年「王国住民名簿作成法」に基づいて「^{hua muang}地方国における出生者死亡者登録法」（1/2）が公布され、^{k a m n a n}行政区長が出生や死亡の通知を受けた際に自ら管理するサンマノークルア名簿を修正した後、郡政委員会に持っていき、郡政委員会は郡役所用のサンマノークルア名簿を修正するよう書かれている（第 8 項）。よって、サンマノークルア名簿は村、行政区、郡などの各レベルが管理する版が存在し、常に訂正されるものであったと思われる。

バンコク州と地方の二分法に変化が訪れるのは 1932 年立憲革命後である。1935 年、都市部にテーサバーンと呼ばれるタイ初の自治体が設置されたことを受け [永井 2006:110]、1936 年には「テーサバーンにおける人民登録法」（8/23）と同法に基づく内務省令（1937/1/31）が發布された。同省令は、テーサバーン毎に地方登録事務所と、同事務所毎に地方登録官 1 名を設け（第 1、2 項）、地方登録官がサンマノークルア、出生者、死亡者、死産児、家屋に関する 5 種の登録を行うよう述べている（第 4 項）。そして、出生、死亡、移転の届出がなされたとき地方登録官は、該当する家の「サンマノークルア登録簿」（*thabian sammano khrua*）に追加や削除の注を入れることになっている（第 5 項）。

この結果、人民登録の方法をめぐって、地方には 1909 年「王国住民名簿作成法」、バンコク州には 1917 年「サンマノークルアの確認調査及び出生者死亡者行政区移転者登録法」、テーサバーンには 1936 年「テーサバーンにおける人民登録法」の各法とそれらに基づく大臣令等の法がそれぞれに適用されることとなった。こうした混乱を避けるため、1956 年「人民登録法」（2/21）が制定さ

れ、同法の施行と共に上記の法律は一斉に失効となり、全国の人民登録が初めて統一された。そして、確認調査の結果やサンマノークルア登録簿の情報を基に「戸籍簿」（*thabian ban*）が作成された。この後、法改正などを伴いながら「戸籍簿」は数回に及ぶ変更を経て今日に至っている。

次項では、「サンマノークルア」と呼ばれてきたこうした初期の人民登録と、人口調査としてのセンサスがどのような関係にあるのかを確認する。

(2) センサスの歴史 — 初期を中心に—

再び 20 世紀の初頭に遡り、まずは 1904 年、12 州で行われた「サンマノークルアの実施」について取り上げよう。この試みは、タイで初めて行われた広範囲の人口調査であった [小泉 2006:65]。このようにこれが人口調査やセンサスであったといえるのは、「サンマノークルア名簿の解説」に調査結果として州別人口、チャート（民族）別人口などが収録され、最後には王国全土における総人口の見積もりまで記されているからであろう。ここでは少なくとも、「サンマノークルア」という用語が人民登録だけでなく人口統計を意味することが指摘できる。

第 1 回 1909 年センサスについては、『統計年鑑』第 1 巻（英語）に、地方における列挙は個人名、年齢、性別、宗教、読み書き能力、職業についての登録記録を基に内務省が実施したとある。一方、バンコクについては登録記録についての言及はなく首都省⁷が列挙したと書かれるにすぎない [SYB 1:13-14]。おそらく、内務省が管轄する地方においては既に作成が始まっていた「サンマノークルア名簿」に記載された情報を統計的に蒐集し、首都省管轄下のバンコク州については前述の

1909年「バンコク州におけるサンマノークルア実施の大臣令」をもって人民登録とその情報を基にした統計調査が実施されたのだろう〔末廣1999:29〕。この第1回センサスは2度の改訂調査が行われ、続いて1919年には第2回、1929年には第3回センサスが実施された〔SYB 19:46〕。ただし、第2回センサスは、バンコク州のみ1920年に実施されたようである〔SYB 21:48-49〕。

1937年第4回センサスについては、1936年に「サンマノークルア調査法」(11/22)とそれに基づく内務省令(12/27)が公布された。調査の目的については、1937年「サンマノークルア調査に関する声明」(1936/12/27)に、①人民と農業に関する統計データの蒐集、②正しいサンマノークルア登録簿の作成、③有権者名簿作成により各県の代議士数を定めることで代議士選挙に役立てることの3点が掲げられている。また上記内務省令には、郡調査員(郡政委員が就任)が調査票を県政委員会に提出する前に、その調査票から内容を写し取って「サンマノークルア登録簿」に記入するよう明記されている(第10項)。このように、1937年センサスは、定められた調査日24時間の情報を統計的に蒐集する一方で(上記内務省令第2項)、その情報を基にした人民登録の作成あるいは修正を兼ねていた。

1947年第5回センサスについては、前回同様に1947年「サンマノークルア調査法」(1/7)が公布されたが、同法に基づく内務省令(1/28)には人民登録に関する記述がない。詳細は不明だが、1947年センサスは法の制定や実施年、調査票などについては1937年との類似点が多い。

1950年代になると、人民登録とセンサスが異なる制度として明確に分岐する。まず人民登録は、

前述のように1956年「人民登録法」の施行と「戸籍簿」の誕生をもって、全国でその方法が統一された。一方、センサスについては1952年「統計法」(2/5)が制定され、これまで内務省を中心に行われてきたセンサスが、中央統計事務所(CSO)によって実施されることになった〔末廣1999:31,34〕。この後、1960年に第6回センサスが行われ、同センサス以降は毎回『調査報告書』が刊行されている。

1963年になると部署の改編によって国家統計事務所(NSO)が設置され、その最大の事業として実施されてきたのが人口・住宅センサス(sammano prachakon lae kheha)である〔末廣1999:14-16〕。1965年、新たに制定された「統計法」(9/7)は、西暦で最後に0の付く年毎に人口統計を実施するよう要請した国連の提案を採用している〔Manual 2000:1〕。その後、1970年第7回から、1980年第8回、1990年第9回、そして2000年第10回センサスを経て現在に至っている。

3. タイの人口センサスと「民族」調査

本稿は以下、センサスの調査票、関連法、マニュアル及び刊行された結果報告を主な資料として、タイ国家による民族概念と民族分類の変遷を追う。これから行う議論に関連して、本稿表1がタイの人口センサスにおける民族に関する質問を整理したもの、表2がタイ・センサスの結果報告に登場する民族範疇の一覧である。まずは、チャート、サンチャート、チュアチャートという概念を用いて個々人の民族的属性を直接問うてきた初期のセンサスの質問項目について考察する。

(1) チャート調査 (1904年)

「チャート」という属性が調査されたのは、1904年の12州センサスと、1909年の第1回センサス（本稿ではバンコクのみを対象とする）の2回である。村嶋によれば、チャートとはもともとパーリ語の①「ジャーティ」を起源とし、その後、②「言語や文化を共にする人々の集団」へと意味が拡大、さらに③「民族的政治共同体」を表わすようになり、「Nation」の訳語として用いられた。第2の意味での使用は1850年代に、第3の意味での使用は1880年代以降に多く見られる。1880年代から頻用された理由は、当時のシャムが植民地化の最大の危機に直面し、西欧留学経験者を中心とするタイ・エリートが国民統合の必要性を痛感したためであったという〔村嶋1987:120,121,131〕。では、この「チャート」概念はセンサスの文脈においてどのように用いられてきたのだろうか。

まず、1904年12州センサスについて、その調査結果には「その他」を除き14の「チャート」が名づけられ、タイを筆頭にマレー、中国、クメール、モン、カレンなどの範疇が並んでいる（表2）。こうした範疇の名を見れば、ここでの「チャート」は村嶋の分類による第2の意味、すなわち、本稿で民族と呼んできた社会範疇に相当することが分かる。ところが、ここに登場する「タイ」というチャートの内実はかなり政治的なものであった。

同センサスについて書かれた「サンマノークルア名簿の解説」には5つのチャートが言及され、各々「タイ」と区別するかしないかその基準が記されている。すなわち、中国人については辮髪を結った男性や中国風の服装をした女性を中国人と見なし、クメールとモンについては日常語を基準

にタイ人と峻別、そして、ラーオとラワー（ルワ）についてはタイ人と見なすとある。

こうした弁別方法についてグラボウスキーは、「中部タイ（シャム）、ラーオ、北タイ（ユワン）など様々なタイ語の話者が区別されていない」点を指摘し、19世紀を通してバンコク政府がタイ系諸語を話す人々の多様性を認めてきたことと比較すれば、1904年センサスは中部以外のタイ語話者の存在を否定した意図的な試みであったと述べている。また、西欧帝国主義の圧力がこうした政策転換の原因であり、特にラーオを支配したフランスがさらなる領土拡張の理由としてタイ側にいるラーオの存在を利用する恐れがあったためであるとしている〔Grabowsky 1993:13-14〕⁸⁾。

そして、このようなチャート分類の結果、「タイ」の割合は12州人口総数の約81%を占め、他民族に対し圧倒的多数の「タイ」が誕生した（図1）。こうした政治的意図を考慮すれば、ここでのチャート・タイとは村嶋のいう「民族的政治共同体」に該当するように思われる。しかし、興味深いのは、それが村嶋による第2の意味としての諸民族（チャム、モン、タヴオイなど）と並列に並び得たことである。ここから、もし当時であって既に1つの民族を中心とした国家像（ネーション・ステート）が統治を正当化しうる1つの手段であったとすれば、チャート・タイとは多様性を包摂する国家の成員全てではなく、それが国家の「主たる」成員としていかに民族的な存在であるかイメージされることが重要であったとはいえないだろうか。また現在のチャートという語には「国民」の意味もあるが、玉田が平等な主権者意識と国民文化が大衆に共有されるという意味での「国民」形成について戦前のピブーン政権期（1938～1941

表 - 1 タイの人口センサスにおける「民族」に関する質問項目

	調査対象外の 民族	所属と 管轄	チャート	サンチャ ート	チュア チャート	話し言葉	読み書き能 力の有無	宗教
12 州 1904	森の人、山の人		民族					
第 1 回 1909			民族	×	×	×	×	
第 2 回 1919				民族				
第 3 回 1929				民族				
第 4 回 1937		×	×	国籍	民族	×	タイ語 その他言語	
第 5 回 1947		×	×	国籍	民族	タイ語が話せ ない者の使用 する言葉	タイ語 その他言語	
第 6 回 1960	定住しない山の民、 水の民（海の民）、森 の民である部族			国籍		タイ語（方言 含む）の会話 能力	何語でも可	
第 7 回 1970	定住しない水の民と 山地民	×	×	国籍	×	×	何語でも可	
第 8 回 1980	定住地を持たない水 の民と山地民 （ただし村を築いて いる場合を除く）	×	×	×	×	世帯内 使用言語	何語でも可	
第 9 回 1990	定住地を持たない山 地民（括弧内同上）	×	×	×	×	世帯内 使用言語	L コード ²	L コード ²
第 10 回 2000	定住地を持たない山 地民（括弧内同上）	×	×	国籍 S	×	世帯内 使用言語	S 何語でも可	S コード ²

注 1) 網掛部分が、質問票あるいは結果報告から質問項目にあったことが分かるもの。

注 2) 下線を引いたセンサスの年は質問票が確認できたもの。それ以外は未見。

注 3) 1909 年センサスは、ここではバンコクのセンサスのみが対象。

注 4) 1990 年と 2000 年の S は Short Form、L は Long Form を表す。L はサンプル等のみを対象とするため、S のほうが重要。

(出所) 各質問表

各『結果報告書』

1904 年「サンマノークルア名簿の解説」

1919 年及び 1929 年 [SYB 19: 45-62]

表 - 2 タイの人口センサスの調査結果に表れる「民族」範疇の変遷（上から順番通り）

	1904年 チャート	1919年および1929年 サンチャート	1937年 チュアチャート	1947年 チュアチャート	2000年 世帯内使用言語
1	ไทย	ไทย / Siamese	ไทย / Siamese	ไทย / Thai	ไทย / Thai
2	แขกมลายู	จีน / Chinese	จีน / Chinese	จีน / Chinese	อังกฤษ / English
3	จีน	แขกอินเดียและมลายู / Indian and Malay	เขมร / Cambodian	ญวน / Annamese	จีน / Chinese
4	เขมร	เขมรและญวน / Cambodian and Annamese	ญวน / Annamese	กัมพูชา / Cambodian	ญี่ปุ่น / Japanese
5	มอญ	เงี้ยวและพม่า / Shans and Burmese	พม่า / Burmese	พม่าและมอญ / Burmese	มาเลย์-ยาวี / Malay-yawi
6	เกวียน	เชื้อชาติผิวขาว / White Race	มลายู / Malayan	มลายู / Malayan	มอญ-พม่า / Burmese, peguans
7	ญวน	ญี่ปุ่น / Japanese	แขกอินเดีย / Indian	อินเดีย / Indian	เขมร-สวาย / Cambodia
8	แขกจาม	อื่น ๆ / Others	เอเชียอื่น ๆ / Others, Asiatic	อินโดนีเซีย / Indonesian	ลาว-เวียดนาม / Lao-Vietnam
9	เงี้ยว		ยุโรป / European	ยุโรป / European	ไต / Ti [おそらく Tai]
10	พม่า		อื่น ๆ / Others	อื่น ๆ / Others	มุเซอ / Lahu
11	แขกเทศ				ลีซอ / Lisu
12	แขกชวา				อักกอ / Akha
13	ฝรั่ง				ขมุ / Khamu
14	ทวาย				ละว้า / Lau
15	ชาติอื่น ๆ				ขะฉิ่น ถิ่น / Htin
16					กระเหรี่ยง / Karen
17					เมว / Meo
18					เย้า / Yao
19					ฮ้อ / Haw, yannanese
20					อินเดีย / India
21					อื่น ๆ / Others
22					ไม่ทราบ / Unknown

注) 1904年はタイ語表記のみ。邦訳をつけるとすれば上から、1.タイ、2.マレー、3.中国(人)、4.クメール、5.モン、6.カレン、7.ヴェトナム、8.チャム、9.シヤン、10.ビルマ、11.インド、12.ジャワ、13.西洋(人)、14.タヴォイ、15.その他。

(出所) 1904年「サンマノークルア名簿の解説」

1919年及び1929年 [SYB 19:49]

1937年 [SYB 21:59]

1947年 [SYB 22:50,51]

2000年 [NSO 2000:62-79]

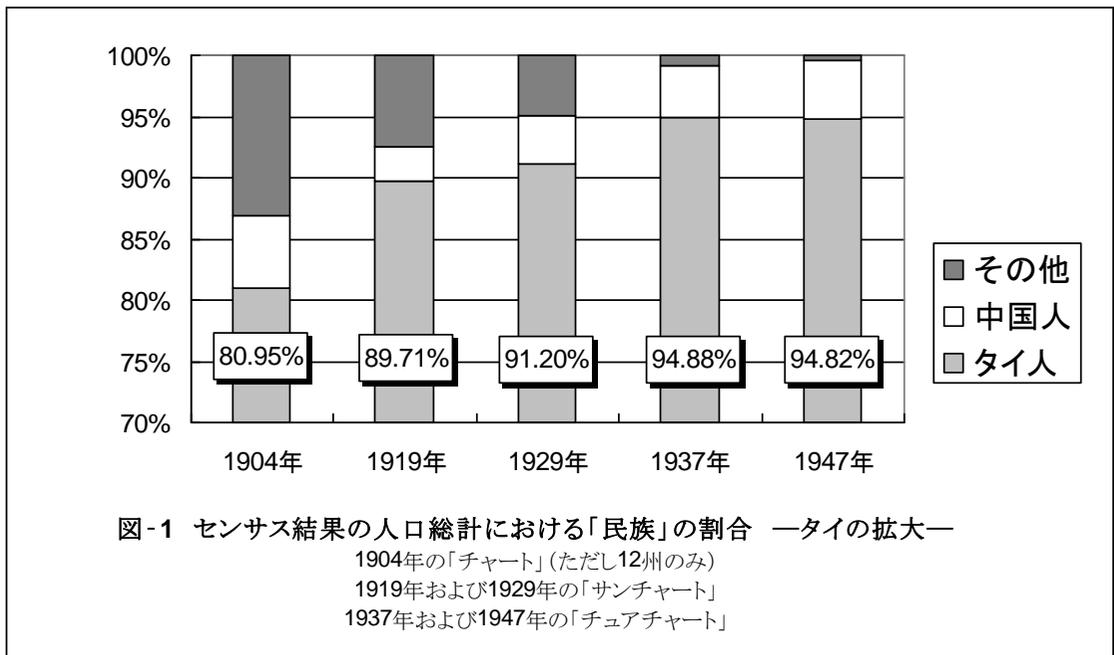
年)を重視するように、20世紀初頭の当時ではまだ共同体意識の大衆化はないと思われる〔玉田1996〕。一方、本稿では、まだ大衆にとって想像不可能であった「チャート・タイ」という共同体が、人口の大半を占める数値として、支配者側により創出されてきたことに注目する。これが意図的な試みかどうかは今後更なる検討が必要だが、いずれにせよ、こうした調査結果はそれを見た人に対し、国家の統治対象の大部分がチャート・タイつまりタイ民族であることを想像可能にしていることが重要である。

(2) チャート調査 (1909年)

続いて1909年バンコク・センサスについては、その質問票に「チャート」と並んで「所属や管轄」(sangkat ru yu nai bang khap) という項目があり、英語版の質問票ではそれぞれ「人種」(Race)、

「居住地と臣民」(Place of occupation and subject)と書かれている。ここでは、当時のセンサスにおける「チャート」が民族を指し、特定国家への所属とは区別して調査される必要があったことを、他の法律を参照しながら指摘したい。まず1909年「サンマノークルア調査の実施要綱」にはチャートについて次のような説明がある。

「はっきり記述することに注意せよ。例えばケークであればジャワ人かマレー人かシク〔教徒〕かそれ以外かを知る必要がある。なぜならそれぞれ異なる^{yu nai bang khap}管轄下に置かれているからである。—中略— 中国人の定義は服装であり、もし辮髪を結っていないければ、本人が中国人であることを主張し、言葉や発音が中国的である場合を除きタイ人とする。ただし、中国人の孫〔lan〕については辮髪を結っていてもタイ人とする。また、タイ語で名前を記入する。



(出所) 本稿表2と同じ

「中国人の孫」をタイ人と定めた理由について小泉は、1905年「徴兵法」(9/3)で免役対象から外されたためであると述べる[小泉 2006:69]。同法を見れば、「中国人、すなわち中国からの新来者とその子」が免役対象であると明記されており(第14条1項)、徴兵に関しては、移民第何世代であるかを基準とした「中国人であること」が個人情報として重要であったことが分かる。また、1908年の「地方警察召集規則」(2/19)には、免役対象として「1. 中国からの新来者とその子。2. シャン[Ngiao]、ビルマ[Man]」など⁹⁾が書かれ(第10項)、中国人だけでなくシャンやビルマという民族範疇が個々人の属性として国家に把握される必要があったことが分かる。

一方、「所属や管轄」とは、西洋植民地におけるアジア系臣民の問題と関連する事柄であったと思われる。飯島によれば、1909年以前のタイではイギリスなど西洋諸国の領事裁判権が設定されており、周辺植民地のアジア系臣民がタイに来た際、タイ国の裁判権に服さないという事態が生じていた。なかでもフランスは、政策的にできるだけ多くの在タイ・アジア人をフランスの「保護民」とし、外圧として利用した。その結果、1907年「シヤム=フランス条約」(7/7)によって、フランス保護民の領事裁判権を放棄させることと引き換えに、シヤムは「領土」を「割譲」するに至っている[飯島 1976]。ところで、1907年の同条約には「フランスの保護^{yu nai bang khap}と管轄の下にあるアジア人」への言及があり、彼らは納税や徭役義務を有すが、兵役からは免除されると明記されている(第6項)。すなわち、「アジア人」であることと、フランスの管轄下にあることの2点が個人情報として把握される必要があったことを示している。

このように「民族」及び「所属や管轄」は法的立場に関わる個人情報となり、かつ両者は区別して登録されなければならなかった。

(3) サンチャート調査 (1919、1929年)

タイで初めての国籍法は1913年4月10日に施行された(1952年失効)。同法第3条では「タイ人」の条件として、①出生地を問わず父親がタイ人、②母親がタイ人かつ父親不明、③出生地がシヤム、④タイ人と結婚した外国人女性、⑤タイへの帰化者、のいずれかに該当することが規定され、血統主義と出生地主義を併用していたことが分かる。こうしたタイの国籍法は、同法から現行法に至るまで「サンチャート」法と呼ばれている。

ところで1919年と1929年のセンサスについては質問票未見のため分からない点も多いが、『統計年鑑』19巻には1919年と1929年の調査結果の一部が記載され、「サンチャート」(Nationality)調査の集計が収録されている[SYB 19:49]。ここでは、このサンチャートが法に基づく国籍ではなく民族的概念であった可能性について、いくつかの根拠を示したいと思う。

まず『統計年鑑』19巻で分類されたサンチャート範疇をみると、国籍とは思えない名が並んでいることが分かる(本稿表2)。例えば、「白人」という範疇は明らかに人種的な分類である。

また、サンチャートの英訳”Nationality”については、例えば、海峽植民地におけるセンサスでは1881年から1901年まで民族的概念として調査されたことが指摘されている[Hirschman 1987]。

さらに、サンチャート範疇の人口に注目すれば、前述の『統計年鑑』19巻には1929年センサス結果として州ごとのサンチャート別人口が収録され、

パッタニー州の「インド人およびマレー人」というサンチャートの人口は同州における総人口のおよそ 81%を占めていることが分かる [SYB 19:56-57]。国境県とはいえ、国籍取得について出生地主義を導入していたタイにおいて、州人口の 8 割が外国籍であったとは考えにくい。これは同州における同年のイスラーム教徒人口比が同じく 81%を占めることから [SYB 19:58]、マレー系ムスリムを指していると思われる¹⁰⁾。

前述のように当時のセンサスは人民登録であった。もし 1919 年および 1929 年センサスで調査されたサンチャートが民族概念を指すとすれば、国籍法が実際に運用され、個々人の属性として国籍が把握された時期が改めて問われることになる¹¹⁾。

1919 年と 1929 年センサスではこうしてサンチャート概念を用いた民族調査が行われたが、その結果列挙されたタイ人の割合は、総人口の 9 割前後を占めるに至り、大多数のタイが創出された(本稿図 1)。チャート概念を用いた 1904 年 12 州センサス(タイの人口比 81.0%)と比較するために、同 12 州に対応すると思われる地域の 1929 年におけるサンチャート・タイ人口を計算すると、総人口に占める割合は約 95.5%にも上る¹²⁾。つまり、同 12 州は相対的に民族的他者が少ない地域であり、そのことを考慮すれば、1904 年から 1929 年までのタイ人口比拡大がより顕著であったことが分かる。

また、1919 年と 1929 年センサスのサンチャート調査結果における「タイ」範疇には注がつけられ、「1929 年では合計 113,050 人である、シャム生まれの中国人を含む」とある [SYB 19:49]。1909 年センサスでは基本的に中国人移民 2 世までは「中国人」と定義されたが、1929 年の結果報告に

至って「中国人」範疇の内実は移民 1 世だけに限定されたといえる。そして、注の 113,050 人という人口が示す通り、移民 2 世は 1929 年の調査段階では列挙されたにも関わらず、結果報告の段階になって「タイ」範疇の成員に加わり、タイの拡大を促進させる役割を担わされることになった。

(4) チュアチャート調査 (1937、1947 年)

1937 年および 1947 年センサスでは、その質問票から「サンチャート」と「チュアチャート」の質問項目があることが分かる。ここではまず、前者が国籍、後者が民族を意味することを説明する。

1937 年センサスの「質問票記入解説」には、「サンチャート」の質問欄について、「法に基づいて個人のサンチャートを記入せよ」とある。そしてその結果が記された『統計年鑑』21 巻には、サンチャート (Nationality) 別の人口表があるが、そこで登場する範疇は上からまず、タイ、中国、日本、アフガン、アラブ、イラン、エジプト、その他アジアとある。それに続いて、ギリシャ、チェコスロバキアなど 21 もの西洋諸国の人々を指す範疇が並んだ後に「その他ヨーロッパ」があり、さらにアメリカと「その他アメリカ」が続き、最後に「その他」と書かれている [SYB 21:58]。これは、前述した 1919 年と 1929 年センサス結果に登場する「サンチャート」範疇とは全く異なる名づけであり、1937 年で調査されたのは法に基づく国籍であったことがよく分かる¹³⁾。

一方、「チュアチャート」については例えば *SE-ED'S Modern Thai-English Dictionary Desk Reference Edition* [2001] が "race, ethnic group" と英訳しているように、今日では一般的

に、民族的概念として用いられる。『統計年鑑』21巻でも”race”と訳されている [SYB 21:59]。

この「サンチャート」と「チュアチャート」の両概念は一对として、1930年代後半の外国人管理関係の行政書類において頻用されるようになり、代わって「チャート」と「管轄」の両概念が姿を消した（本稿表 3）。1932年立憲革命がどのような影響を及ぼしているかまではここでは明らかにできないにせよ、ほぼ時期を同じくして民族や国家への所属をめぐる概念が変化したようである。

では、1937年センサスにおける「チュアチャート」概念によって調査されたものは具体的に何であったのだろうか。1937年センサスの「質問票記入解説」には「チュアチャート」について、「両親ともに外国人であるものについては父親のチュア

チャートを記入する。例えば、中国、日本、フランスなど。もし両親のどちらか、あるいは両親ともに外国人でない場合は「タイ」と記入する」とある。もし、ここでいう「外国人ではない」という表現がタイ国籍者を指しているとするれば、チュアチャートの定義は本稿図 2 のようになる。つまり、チュアチャートが民族概念であるとしても、同センサスにおいては国籍法に基づいて定義され、両親ともに外国籍である場合を除いて、皆「タイ」とするよう定められていた。前述のように当時の国籍法では出生地主義を採用していたため、ここでの民族的他者は在タイ外国人及びそれを両親にもつ移民 2 世を意味し、おそらく中国人の人口把握を意識した定義であったと思われる。このような定義の結果、1937年センサスの調査結果では

表-3 外国人管理関係の行政書類における「民族」や「国籍」に関わる概念あるいは用語の変化

(○は当該概念を記入させる欄があるもの、×は同欄がないもの)

年		チャート	管轄	サンチャート	チュアチャート
1927	外国人の「身分証明書申請」*	○	○	×	×
1931	「居住証明」と「Return Permit」およびそれぞれの申請書**	○	○	×	×
↓					
1937	20 の入管書類のうち「臨時滞在願い」や「身分証明書」など 17 種***	×	×	○	○
1937	「外国人携帯証請求書」など 8 種の外国人登録関係の書類すべて****	×	×	○	○

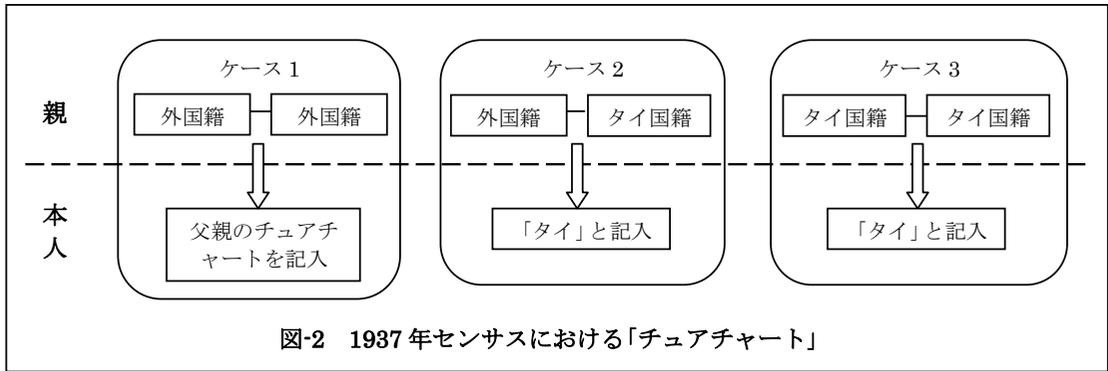
(出所) 以下の各法に添付。

* 「1927年入国法に基づくシャムに入学する外国人の管理についての1927年内務省大臣令」

** 「1931年改正入国法によって改正した1927年入国法の第18条に基づく内務省大臣令第3版」

*** 「1937年入国法に基づく内務省令」

**** 「1936年外国人登録法に基づく内務省令」



95%近いチュアチャート・タイが創出され、タイの人口比拡大はさらに促進した。1947年センサスにおけるチュアチャートの定義は未見であるが、結果における拡大したタイの人口比は37年のものとほとんど変わっていない。また、1904年から1947年まで中国人を除いた民族的他者の割合は激減しており、中国人が特殊な事例であるとともに、それ以外の民族的他者がいかに「タイ」民族へと取り込まれてきたかを伺わせる（本稿図1）。

(5) 民族調査その後

民族を問う質問は第5回センサスまで概念の変遷を伴いながら毎回登場する重要項目であった。しかし、人民登録と分岐した第6回センサス以降、個々人の属性として民族を直接問う質問項目は姿を消すことになる（本稿表1）¹⁴。「サンチャート」については1937年センサス以降、一貫して法に基づく国籍を意味し、民族概念としての使用は見られない。このように民族的属性の把握は、センサスが人民登録であった20世紀の前半に限って積極的に実施された試みであったといえる。

しかし、20世紀後半のセンサスにおいて、タイ国家が民族把握への関心を放棄したわけではない。タイ国家は、以前とは異なる方法によって個々人

の民族的属性を把握してきた。それが、次に述べる言語調査である。

4. タイの人口センサスと言語調査

(1) リテラシー調査（本稿表4のA）

タイ国『統計年鑑』1巻には、1909年第1回センサス後に行われた1911-12年第2次改訂調査の結果が収録され、リテラシー調査が行われたことが分かる〔SYB 1:19, 22〕。しかし、特定言語への言及はない。もし単にリテラシーの有無を問う場合は本稿の議論とは無関係である。同様の調査は1960年第6回センサス以降、現在まで続けられている。

(2) タイ語能力調査（本稿表4のB）

同じリテラシー調査でもタイ語の読み書き能力を問う場合は、特定言語が国家と結びつけられている点において、国民統合の度合を測ることがある程度意識されていると思われる。1937年と1947年センサスでは、タイ語とその他言語のリテラシーを区別して質問し、1937年の結果はタイ国籍の有無との関連を示す表（10歳以上対象）として『統計年鑑』21巻に収録されている。同表から

は、タイ国籍者の約70%、外国籍者の約62%にリテラシーがなかったことに加え、外国籍でリテラシーのある者のうちタイ語のリテラシーを持たない者が8割を超えていたことなどが分かる [SYB 21:74]。こうした特定言語のリテラシーを問う質問項目が見られるのは、この2回のセンサスと、後述する1990年の調査だけであった。

リテラシーに代わり、1960年にはタイ語の会話能力が質問された [CSO 1960:17]。ただし、ここでのタイ語会話能力は、「中部タイ語あるいはタイ語方言の短いセンテンスを話し、理解し、また日

常生活で用いる能力」と定義されているように [CSO 1960:sam]、「方言」をタイ語に含む点において、国民統合の調査である以上に、タイ拡大が強調されていると言える¹⁵⁾。こうして、この調査結果(5歳以上対象)ではタイ語話者が全体の97%を占めている。

後述するように、このあと会話能力は1980年から2000年まで問われ、言語に基づくカテゴリー化の関心は、リテラシーから会話能力に重点が移行してきた。

表-4 センサスにおける言語調査の変遷とその意味別分類

センサス年	読み書き能力			会話能力	
	能力の有無	タイ語	その他言語	タイ語	その他言語
1911 - 12年 第2次改訂調査	有・無				
第4回 1937年		有・無	有・無		
第5回 1947年		有・無	有・無		記入 ●
第6回 1960年	有・無			有・無?	
第7回 1970年	有・無				
第8回 1980年	有・無			記入 (世帯内使用言語) ●	
第9回 1990年	有・無		5種のコード ●	記入 (世帯内使用言語) ●	
第10回 2000年	有・無			記入 (世帯内使用言語) ●	

A
B
C
B
C

- A: 読み書き能力の有無を問う質問項目 … 単に識字率の問題。
- B: タイ語能力の有無を問う質問項目 … 国民統合の問題 / 結果におけるタイ拡大。
- C: タイ語以外の言語能力を問う質問項目 … 言語を基準とした「民族」調査。

(出所) 各質問票

1911-12年 [SYB 1:19]

1960年 [CSO 1960:17,20]

(3) 言語を基準とした民族調査 (本稿表 4 の C)

まずリテラシーについてだが、1990 年は最も得意とする言語 1 つを次の候補から選択するよう、調査票で指示されている。すなわち、1 読み書き出来ない、2 タイ語、3 中国語、4 マレー・ジャウィー語、5 英語、6 その他あるいは不明の計 6 つである。対象が文字言語であり選択肢も限られていることから、これをもって民族調査とは言いきれない。この形式の質問は後にも先にもこの 1 回きりであった。

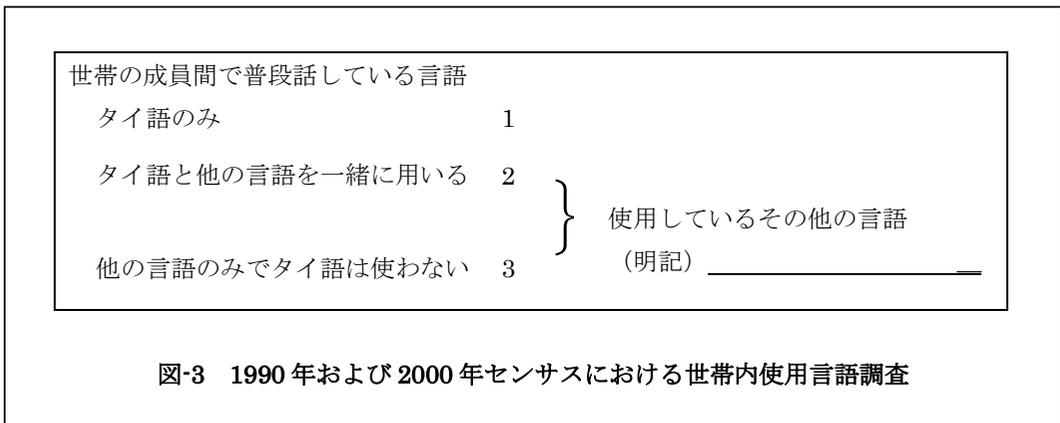
これに対し本稿が注目するのは、タイ語以外の会話能力を自由記入させる質問項目である。これが最初に認められるのは 1947 年質問票であり、「タイ語が話せない者の使用する話し言葉」を記入させる項目がある。この質問によって明らかになるのは言語を客観的基準とした「民族」範疇であろう。しかし、この調査結果は『統計年鑑』に収録されなかった。

続いて、1980 年の質問票には「この世帯では普段... 語を話しているか問う」という項目が設けられている。1990 年では、質問票 (2 型および 2S

型) の 1 部 (当該世帯の所在地や住居の種類などを問うシート) に本稿図 3 のような質問項目がある。しかし、こうした世帯内使用言語調査の結果は、『結果報告書』に収録されなかった。調査や集計が上手くいかなかったか、あるいは言語に基づく民族的他者の把握を試みながら、これまでその名の公表を避けてきたと言える。

大きな転機を迎えるのは 2000 年センサスである。同センサスでは 1990 年と同じ世帯内使用言語が問われ (本稿図 3)、5 歳以上を対象としたその調査結果が『結果報告書』に公表された [NSO 2000:62-79]。そこに名づけられた範疇を見れば、民族名称として用いても違和感のないものがほとんどである (本稿表 2)。以下、この調査結果について簡単に説明する。

まず、名づけられた範疇の数はその他と不明を除いて 20 に上り、これまでのセンサス結果の中で最も多い「民族」的他者が創出された。そこには、一部蔑称が用いられているとはいえ、今まで見ることのなかったイーゴー (Akha)、メオ (Meo) など「山地民」と総称される諸民族の名が確認で



きる。加えて、1904年以降、一貫して名づけを避けられてきたラーオや、タイ系諸語 (Tai) という範疇も見られる。

これほど人口の多い「民族」的他者が姿を現すことになったのもこれが初めてである。最も多いのはクメール・クイ語話者の1,291,024名、次にマレー・ジャウィー語話者の1,202,911名であり、それに、カレン (317,968名)、中国 (231,350名) などが続いている。

ただし、こうした「民族」的多様性を容認する一方で、同調査結果からはタイ語話者の多さを再認識させられることになる。まず、『センサス・マニュアル』には話し言葉の定義があり、北部や南部、東北部の方言はタイ語と見なすように指示されている [Manual 2000:61]。一方、同じタイ系言語のラーオ語は「ラーオ - ヴェトナム」と名づけられ、いかにもタイ語とは異なる外国語としてカテゴライズされている。この国境線を意識したタイ語分類の結果、タイ語のみを話す者は52,325,037名を数え、総人口の約93.0%を占めている。このように、北や東北の言語を方言としタイ語に加えた結果のタイ語話者数は次に多いクメール・クイ語話者の130万人弱とは比較にならない大きさである。さらに、この調査はタイ語と他言語の併用状況を調査し、タイ語話者でありかつ他者であることを認めているため、「民族」的多様性と共にタイ語話者の最大値を示すことにも成功している。もし、タイ語と他言語の併用世帯人口を加えると、タイ語話者数は総人口の約98.7%をも占める。

5. 調査対象外として言及された民族

最後に調査対象外として明記された民族について簡単に述べておく (本稿表 1)。まず、1904年「サンマノークルア名簿の解説」の第3項には、「山の上に散在する森の人、山の人 (khon pa khon doi) についてのみ調査が困難なため対象外とする」と書かれる。しかし、同文献にはその調査結果として「カレン」が列挙され、森の人、山の人とは認識されていなかったことが分かる (本稿表 2)。周知のように、現在であればカレンは「^{chao khao}山地民」の1範疇としての扱いを受けている。「森の人、山の人」については、他に1905年「徴兵法」(第14条の2)や1908年施行の「地方警察召集規則」(第10項の3)に、免役対象として「森の人、山の人、すなわち森や山の上に暮らす人々」と書かれており、今日の山地民ほど対象を固定化した民族的概念ではなかった可能性もある。

また、1960年以降、対象外として言及されている山の民 (chao doi)、森の民 (chao pa)、水の民 (chao nam)、そして^{chao khao}山地民には、「定住しない」という条件がつけられており、こうした人々が全て列挙されなかったわけではないと思われる。特に1980年以降、村に住む場合は列挙の対象とされ、実際、2000年の世帯内使用言語調査結果として名づけられている。このように調査対象外として「山地民」に言及するということは、たとえもし定住しない人々に対する調査上の困難などが直接の理由であるとしても、そうした社会範疇が確かに存在するというタイ国家の視点が反映されている。

6. まとめと展望

以上本稿では、タイの人口センサスにおける民族調査と民族分類について論じてきた。最後に、第1節で設定した問題に対する簡単なまとめと今後の課題を示す。

タイ・センサスにおける公的な民族把握の特徴については、まず民族調査が毎行われた20世紀前半にタイ国家の高い民族的関心が確認できる。しかし、結果報告で分類され名づけられた民族カテゴリーは決して多くはなく、多様性を強調する方向には向かわなかった。20世紀後半になるとそれ以前とは対照的に民族を直接問う質問が姿を消す。これをもって、タイ国民は1つであることを強調するために国内の民族的多様性の容認を伴う調査が避けられたと見なせば、国民は皆タイ人であるという理念がこれまで以上に重視されるようになったとも考えられる。20世紀後半の言語を基準とした「民族」調査の結果が公表されてこなかったのも、同様の理由によって捉えることができるかも知れない。こうした中で、世帯内使用言語に基づく「民族」分類によって多様性が公表された2000年センサスは大きな転機であった。

センサスの民族分類が人々に与える影響を考える上では、20世紀前半のセンサスが人民登録と未分化の制度であったことが重要である。これはセンサス結果に表れる民族範疇が、国家により個人個人の民族的属性として登録・管理されてきたことを意味している。

また、センサスの民族調査の結果カテゴライズされた「タイ民族」範疇は「タイ国民」という枠組みとどのような関係にあるかという問題について、本稿では、人口比におけるタイ民族が民族概

念の変更に伴い、徐々に拡大してきたことに注目してきた。これは、実際にタイ民族の人口比が増加した結果のみを表わすと考えるよりも、例えば1937年センサスの国籍法に基づいた恣意的なチュアチャート定義からも分かるように、タイ国の住民のほとんどはタイ民族であるという理念が、客観性の衣を羽織ったセンサスという制度によって具体化されてきた過程として捉えるほうが自然であろう。多様性の強調によって転機となった2000年センサスの世帯内使用言語調査においても、国内の住民が大多数のタイ人と人口的に少数の他者から構成されるという理念は1904年以來の伝統を引き継いでいる。確かに、1937年の国籍に基づく民族分類に比べれば世帯内使用言語という基準にはある程度の妥当性が認められるとしても、中部と南部を始め北部や東北部のタイ語を全てタイ語として区別せず、一方でラーオ語とTai語をタイ語とは別にカテゴライズするといったように、現在のタイ国家がもつ民族観あるいは自己意識が反映されており、分類における一定の恣意性が確認できる。またタイ語と他言語の併用状況を認め、多様性と大多数のタイの双方を競合しない形で調査したことも、多様性と同化の2つの路線をどう共存させるかという現代タイの葛藤や方向性を示しているといえるだろう。

今後の課題としては、本稿は通時的変化を議論し、1世紀近い範囲を扱ってきたため、1つ1つのセンサスについて、法定化や質問票作成までのプロセス、あるいは時代背景についての記述が不十分である。加えて、法の運用やセンサス調査が実際に行われた状況に対する考察が不足している。また、国籍法の運用をめぐる問題や、センサス以外の公的な民族概念の使用の変化についても、今

後さらなる検討が必要である。このように本稿には多くの問題点が認められるが、課題の提示によって今後の研究に向けた出発点となることを望んでいる。

【注】

¹⁾ 本稿は、大阪大学外国語学部へ提出した 2007 年度卒業論文の一部に加筆修正したものである。尚、同卒業論文の要約は『EXORIENTE』16 号に掲載予定。

²⁾ センサスの特徴としてドムシェクとゴヤーは以下の 7 点を挙げている [Domschke & Goyer 1986: 3-5]。

- ①「後援」(法的権威によって支えられ組織された行政機構)
 - ②「限定された領域」
 - ③「普遍性」(漏れや重複無く、領域内の de facto 人口と／あるいは de jure 人口を全て含む)
- * 通常、近代的国勢調査は特定の夜に一斉に行われる。de facto 人口とはその場所に調査当夜に在住した現在人口、de jure 人口とはその場所に常住している住民を指す常住人口である [青柳 2004:3]。
- ④「個人列挙」(個人別にその特性を記録する)
 - ⑤「同時性と特定の時間」(新生児や死亡者を人口に含めるかどうかの基準となる)
 - ⑥「定期性」
 - ⑦「編集と出版」

特に本稿の議論では、①国家によって、⑥定期的に実施され、②タイ全土における、③国内のほとんど全ての人々が調査の対象となり、⑥出版によって調査者以外の人々の目にも触れるようになることが重要である。

³⁾ 現在の人民登録 (thabian rasadon) とは、戸籍簿 (thabian ban) を始め、出生届け、死亡届け、移転届けなどに関する書類を包括した概念である。詳細は「1992 年人民登録実施に関する中央登録事務所規則」の 134 項を参照 [KKP:114-117]。戸籍簿の詳細については永井 [1999:124-133] を参照。

⁴⁾ 但し、永井は 1937 年版戸籍簿に「調査票から筆写した者の署名」という項目があることから、センサスの情報を転載したのではないかと述べている [永井 1999:128-130]。筆者はこの説を支持し、法令を基により明確にしたいと考えている。

⁵⁾ 記載された『官報』の日付。以下同様、字数の制限上、法令が記載された巻号頁数を省略し、日付のみを記す。

⁶⁾ 1904 年「サンマノークルア名簿の解説」によれば、この 12 州に含まれていない地域は、バンコク、パーヤップ (北部)、ウドン、イサーン (いずれも東北部)、プーラパー、サイブリーの各州、クランタン、トレンガヌの各県である (第 8 項)。

⁷⁾ 本文では、Ministry of Local Government。未確認だが、本稿で首都省と訳す krasuang nakhon ban を指すと考えた。

⁸⁾ グラボウスキーの研究は、1904 年 12 州センサスの民族調査に関するものであり、他の人口調査と比較しながら、中国 (人)、マレー、クメール、モン、タイの 5 範疇及び総人口について、調査結果の人口がどれだけ正確か検討することに主眼が置かれている。つまり、統計数値の修正が主な目的だが、その検討において歴史背景や民族定義の恣意性が考慮され、本稿に関する議論の上でも大変興味深い。

⁹⁾ もう 1 つの免役対象である「森の人、山の人」については、これが民族範疇であるかの検討を含め、本稿第 5 節を参照。

¹⁰⁾ 他の州については、バンコクを除いてタイ人が州人口の 9 割以上を占める。バンコク州に関しては、タイ人が州人口の約 70%、続く中国人が約 26%を占めている。

¹¹⁾ 異なる可能性を提示しておく必要がある。今一度、1919 年と 1929 年センサスの結果、名づけられた範疇を見て欲しい (本稿表 2)。まず、「タイ」、「中国」、「日本」は国籍として捉えても問題はない。そして、「クメールとヴェトナム」は英領である。残る「インドとマレー」と「ジャンとビルマ」の 2 範疇は英領を指す。つまり、民族的概念といえども、ある程度は国家を示しうる範疇である。登録や調査の段階では特定国家への所属が分かるような記入方式が採られていたかもしれない。しかし、いずれにせよ「白人」などの範疇を見れば明らかであるように、『統計年鑑』に収録された結果報告の段階では民族的分類である。また、1937 年及び 47 年センサスのチュアチャート (民族) 調査結果と比較しても、ある程度の連続性が伺える。

¹²⁾ 大まかな人口比率を求めるに過ぎないため、行政区画の変遷の詳細は未検討。ただし、1904 年のペッチャブーン州とチュムポーン州は、それぞれピサヌローク州とナコンシータマラート州に合併されたものとして計算。

¹³⁾ また同表には、1919 年及び 29 年のような「インドとマレー」といったサンチャート範疇は見られない。そして、「タイ」と「中国」を除けばタイ近隣に植民地を有す「イギリス」(55,576 名)、「フランス」(38,736 名)、「オランダ」(3,067 名)の人口が圧倒的に多く、それに続く「日本」が 514 名であり、残りの範疇はいずれも 200 人にさえ満たない [SYB 21:58]。これは、1937 年のサンチャートが国籍であることと同時に、1919 年と

1929年のそれがいかに国籍とは異なる概念であるかを示している。

¹⁴⁾ 1960年第6回センサスについては質問票未見であり、同センサスの『結果報告書』を参考にしている。

¹⁵⁾ 言語に基づく自他の峻別については、言語学的レベル、通じるか通じないかというレベル、文字や書き言葉などを基準とする場合、あるいは政治的歴史的背景により言語的基準が軽視されるケースなど多くの可能性が想定できる。タイの文脈では例えば、北方の人々に対する中

央タイ人の「ラーオ」という呼称や、1932年立憲革命の宣伝を北タイで行った際中央のタイ語が通じなかった例など〔村嶋 1998:112-113〕時代や当事者によって様々な認識のされ方があると分かる。本稿で注目するのは、民族調査にせよ言語調査にせよ、タイ国はセンサスを通して北部や東部のタイ人・タイ語を全て同じ「タイ」として区別しないという「選択」を一貫して行ってきたという事実である。

【引用文献】

- 青柳真智子編 2004. 『国勢調査の文化人類学 一人種・民族分類の比較研究一』古今書院。
- アンダーソン, ベネディクト 1997. 『増補 想像の共同体 —ナショナリズムの起源と流行一』NTT出版。
- Domschke, Eliane & Goyer, Doreen S.. 1986. *The Handbook of National Population Census: Africa and Asia*, New York: Greenwood Press.
- Grabowsky, Volker. 1993. *An Early Thai Census: Translation and Analysis*, Bangkok: Institute of Population Studies, Chulalongkorn University.
- Hirschman, Charles. 1987. "The Meaning and Measurement of Ethnicity in Malaysia: An Analysis of Census Classifications", *The Journal of Asian Studies*, 46/3, p.555-582.
- 飯島明子 1976. 「タイにおける領事裁判権をめぐる一保護民問題の所在一」『東南アジア研究』14/1, p.71-98.
- 小泉順子 2006. 「チャクラー改革期シャムにおける統治理念の再考 —臣民・徴兵制・センサス—」『歴史叙述とナショナリズム —タイ近代史批判序説一』東京大学出版会, p.35-73.
- 村嶋英治 1987. 「現代タイにおける公的国家イデオロギーの形成 —民族的政治共同体(チャート)と仏教的王制—」日本国際政治学会編『国際政治』84, p.118-135.
- _____ 1998. 「タイにおける国民国家 —歴史と展望—」西川長夫・山口幸二・渡辺公三『アジアの多文化社会と国民国家』人文書院, p.102-129.
- 永井史男 1999. 「タイ国における地方行政システムと開発」『途上国の地方行政システムと開発』(村松岐夫研究代表者, 平成9年度~平成10年度科学研究費補助金基盤研究(B)(2)研究成果報告書), p.101-210.
- _____ 2006. 「タイの民主化と地方分権化 —タムボン自治体創設の制度論的説明—」玉田芳史・木村幹編『民主化とナショナリズムの現地点』ミネルヴァ書房, p.103-124.
- 名和克郎 1992. 「民族論の発展のために —民族の記述と分析に関する理論的考察—」『民族学研究』57/3, p.297-317.
- _____ 2002. 『ネパール、ビヤンスおよび周辺地域における儀礼と社会範疇に関する民族誌的研究 —もうひとつの〈近代〉の布置—』三元社.
- 末廣昭 1999. 「タイ統計制度発達史序論 —国家統計局、人口センサス、国民所得—」一橋大学経済研究所 (http://www.ier.hit-u.ac.jp/COE/Japanese/discussionpapers/DP99.6/99_6.html).
- 玉田芳史 1996. 「タイのナショナリズムと国民形成 —戦前期ピブーン政権を手がかりとして—」『東南アジア研究』34/1, p.127-150.
- 内堀基光 1989. 「民族論メモランダム」田辺繁治編『人類学的認識の冒険 —イデオロギーとプラクティス—』同文館, p.27-43.
- Wit Thiengburanatham. 2001. *SE-ED'S Modern Thai-English Dictionary Desk Reference Edition*, Bangkok: SE-Education.

<タイ政府資料>

①『統計年鑑』

Department of Commerce and Statistics, Ministry of Finance. 1916. *Statistical Year Book of the Kingdom of Siam*, 1916, First Number, English Edition [SYB 1 と略記] .

Central Service of Statistics. n.d. *Statistical Year Book-Siam*, No.19, B.E.2478(1935-36) and 2479(1936-37) [英タイ併記] [SYB 19 と略記] .

_____ n.d. *Statistical Year Book Thailand*, No.21, B.E.2482(1939-40) to 2487(1944) [英タイ併記] [SYB 21 と略記] .

CSO (Central Statistical Office). n.d. *Statistical Year Book Thailand*, No.22(Vol.1), B.E.2488(1945) to 2498(1955) [英タイ併記] [SYB 22 と略記] .

②センサスの『結果報告書』と『マニュアル』

kham athibai banchi sammano khrua. n.d. (サンマノークルア名簿の解説) [Grabowsky 1993:75-84 に収録] .

krasuang nakhon ban. 1909. *kham sang athibai kan samruat sammano khrua*. 1909 (サンマノークルア調査の実施要綱) [Grabowsky 1993:87-91 に収録] .

Central Statistical Office (samnak ngan sathiti klang) 1962. [*sammano prachakon pho.so. 2503: thua racha anacak*] [CSO 1960 と略記] .

National Statistical Office (samnak ngan sathiti haeng chat) n.d. *1970 Population & Housing Census: Whole Kingdom* [英タイ併記] [NSO 1970 と略記] .

_____ n.d. *1980 Population & Housing Census: Whole Kingdom* [英タイ併記] [NSO 1980 と略記] .

_____ n.d. *1990 Population and Housing Census: Thailand is a Country in the Indochinese Peninsula* [英タイ併記] [NSO 1990 と略記] .

_____ n.d. *The 2000 Population and Housing Census: Whole Kingdom* [英タイ併記] [NSO 2000 と略記] .

_____ n.d. *khu mu kan patibat ngan sanam khrong kan sammano prachakon lae kheha pho.so. 2543* [Manual 2000 と略記] .

③センサス質問票及び記入解説のうち法令に添付されたもの

1909 年バンコク・センサスの質問票... 「バンコク州におけるサンマノークルア実施の大臣令」(1909/7/25) .

1937 年センサスの質問票と「質問票記入解説」(*kham athibai kan krok baep samruat*)... 1936 年「サンマノークルア調査法に基づく内務省令」(12/27) .

1947 年センサスの質問票... 1947 年「サンマノークルア調査法に基づく内務省令」(1/28) .

④タイ国『官報』各巻

racha kitcanubeksa.

⑤統治局資料

krom kan pokkhong. n.d. *lak kan patibat ngan kan thabian hai borikan sang san sattha kae khai panha phatthana ngan thabian* [KKP と略記] .